1 審査請求の件名

債権差押処分取消請求事件(平成30年審査請求第3号)

2 処分庁

豊田市長

3 事案の概要

- (1)本件は、豊田市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人が滞納している固定資産税等の徴収金を徴収するため、審査請求人が有する貯金債権の差押処分(以下「本件処分」という。)を行ったことについて、処分庁に対し、その取消しを求める事案である。
- (2)処分庁は、平成30年8月16日付けで、審査請求人が滞納していた固定 資産税並びに固定資産税及び国民健康保険税の延滞金につき、審査請求人が 第三債務者に対して有する貯金債権に対し、差押処分を行い、同日付けで差 押債権を取り立てた。
- (3)処分庁は、平成30年8月16日付けで、審査請求人に対し、差押調書(謄本)を送付した。
- (4)審査請求人は、平成30年9月6日付けで、審査庁である豊田市長に対し、 本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)をし た。

4 裁決の主文

本件審査請求を却下する。

5 裁決の理由

(1)行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく処分についての審査 請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当である ために侵害された国民の権利利益の救済を主たる目的とするものである(第 1条第1項)。

それゆえ、処分の法的効果が消滅し、審査請求の利益、すなわち処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める審査請求は不適法となり、却下すべきと解される。

(2)本件審査請求についてみるに、本件処分により差し押さえられた貯金債権は、本件審査請求があった時点で取立てが終了しているため、本件処分はその目的を達しており、その法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、本件審査請求は、法的効果が既に消滅した処分に対して行われたものであるため、審査請求の利益がなく、本件処分に係る違法性又は不当性の有無について判断するまでもなく、不適法として却下すべきである。

6 審理等の経過

- (1) 平成30年 9月 6日 審査請求
- (2) 9月21日 審理員の指名

```
(3)
11月29日
口頭意見陳述の実施

(4)平成31年
1月8日
審理員による審理の終結

(5)
1月22日
審理員意見書の提出(却下するのが相当)

(6)
1月23日
豊田市行政不服審査会に諮問

(7)令和
元年
7月4日
豊田市行政不服審査会の答申(却下されるべき)

(8)
7月16日
裁決
```

以上